

2019年3月11日

株主各位

島根県松江市八幡町 882 番地 2  
アースサポート株式会社  
代表取締役 尾崎 俊也

### 剰余金の配当に関する基準日設定公告

当社は、2019年3月25日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、剰余金の配当の支払を受けることができる権利者と定めましてので公告いたします。

以上